

めいぎ キケンな「名義貸し」



「名義貸し」(名前を貸すこと)は、あなたの借金になります。



トラブル事例

- 「消費者金融からお金を借りてきて、借りたお金と作ったカードを渡せば、アルバイト料がもらえる」と言われてその通りにした。その後、消費者金融から高額な請求が来た。
- 知り合いから「支払いは自分がするから、迷惑はかけない」と言われて、名義を貸したら、相手と連絡が取れなくなって借金の請求が自分に来た。

トラブル防止策

- ◎名義貸しをした契約は、たとえ自分自身が行ったものでなくても、名義人本人に支払いの義務が生じます。どんなに親しい間柄の人でも「名義」を貸すのは絶対にやめましょう。

悪質な「ヤミ金融」の手口



「ヤミ金融」って？
 「ヤミ金融」とは、法律を無視した高金利でお金を貸そうとする金融業者です。「低金利で即日融資」などの甘い言葉で、メールや広告、電話などで勧誘してきます。一度借り入れると、法外な高金利のため返済をすることは難しく、返済が遅れると嫌がらせや脅迫的な取立てをします。また、「信用性を見るため」といって、借りる前にお金を振り込ませて、その後連絡が取れなくなるという悪質な手口もあります。

トラブル防止策

- ◎「低金利で一本化」「無担保で融資」「誰でもすぐに借りられます」などの甘い言葉は信じない！
- ◎「ヤミ金融」と関わってしまったときには、警察に相談する！



言葉巧みな アポイントメントセールス!

何かを販売するという目的を隠して電話やSNSなどを通じて呼び出され、高額な商品やサービスの契約をさせる商法です。



トラブル防止策

- ◎よく知らない人から呼び出されても、出て行かない。
- ◎会ったばかりの人が物を買わせようとしたら要注意!
- ◎契約の内容はしっかりと確認する。
- ◎本当に必要なものでなければ**キッパリ**とことわる。
- ◎期間内(8日)なら**クーリング・オフ**できます。早めに相談を!

One Point 若者が巻き込まれやすい悪質商法

■無料(体験)商法

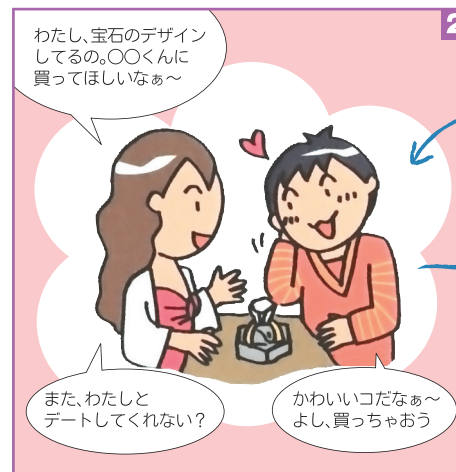
「無料招待」「無料サービス」「無料体験」など「無料」を強調して勧誘し、高額な商品やサービスを契約させる

■サイドビジネス商法

「在宅ビジネスで高収入が得られる」「資格・技術を身に付けて在宅ワーク」などと勧誘し、高額な教材などを売りつける

“デート商法”は デート気分に合わせて勧誘します!

SNSやマッチングアプリなどで知り合った異性から誘われて、デート気分であったら、高額なものを買わせられるという手口を「デート商法」といいます。



One Point こんな悪質商法も!

■点検商法

無料などといって点検を持ち掛け、「修理が必要」などと実際と異なることを言って不安をあおり、商品やサービスを契約させる

■ネガティブオプション(送りつけ)商法

注文していないのに一方的に商品を送りつけて、代金を請求する



“キャッチセールス”の 目的は物を買わせること!

駅や繁華街などの路上で、「アンケートにご協力を」などと言って呼び止め、喫茶店や営業所などに連れていき、契約しないと帰らせてもらえない雰囲気させて、商品やサービスの契約をさせます。

エステのケース

1 ねえ君、モデルにならない?
えっ、わたしが!?
アンケートにご協力してくれる? お礼にお肌の診断をしているから行こう!
モデルスクールに通えば、君ならすぐにトップモデルだよ。

2 美容についてのアンケートに協力してくれる? お礼にお肌の診断をしているから行こう!
でも話がうますぎるなあ〜 やっぱり断ろう。
やります!

3 まぁ大変! このままだとお肌がホロホロよ! でもこの美顔器と美白化粧品セットを使えば大丈夫よ。
Bye...

4 もう契約したんだよ。授業料30万円すぐに払ってください。
使った美顔器と化粧品は返品も解約もできないのよ〜
肌には合わないし、もうお払い箱!

トラブル防止策

- ◎知らない人から、突然声をかけられても相手にしない、立ち止まらない、ついて行かない。
- ◎おかしいと思ったらキッパリことわる。
- ◎期間内(8日)ならクーリング・オフできます。早めに相談を!

うまい話で誘うマルチ商法!

「ネットワークビジネス」とも言われ、友達を誘い会員にすることでマージン(利益)を得るという仕組みになっています。

◎「もうかるビジネスがあるよ」「友達を紹介するだけ」「勝ち組になろう」などと誘われる「うまい話」には要注意! トラブルの始まりです。

◎組織の会員になるために、健康食品や化粧品の購入といった、何らかの費用負担があります。

借金を抱え、友達をなくし、加害者になる危険性もあります。

- 学生ローンや消費者金融から借入れをさせられる場合があります。
- 勧誘することで人間関係をこわし、大切な友達を失うことになりかねません。
- 収入や商品について嘘の説明をすると罰せられることがあります。

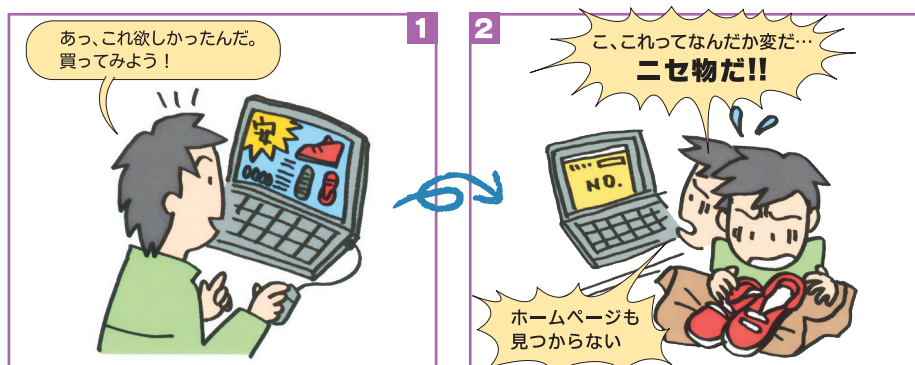
自分の行為がマルチ商法の勧誘だと気づいていない人はたくさんいます。友達が勧誘してきたら、大切な友達のために、その危険性を気づかせてあげてください。

トラブル防止策

- ◎「簡単にもうかる」などの甘い言葉には要注意。
- ◎少しでも疑問を感じたら契約しない。
- ◎マルチ商法のクーリング・オフ期間は20日間です。また、加入契約は、いつでも解約(退会)することができます。

“インターネット”には 思わぬ落とし穴が潜んでいる!

ネット通販やネットオークションでは「料金を前払いしたのに商品が届かない」「届いた商品が不良品だった」「返品したいが相手と連絡が取れなくなった」などのトラブルになることがあります。



トラブル防止策

- ◎通信販売では、クーリング・オフ制度はありません。返品・交換ができるだけでなく、返品できる期間やその他の条件なども重要なチェックポイント! 返品に関する表示がない場合、商品到着から8日以内は送料購入者負担で返品することが可能です。
- ◎事前に、所在地や電話番号などをよく確認し、信頼できるショップ(ネットオークションの場合は出品者)かをチェックしましょう。模倣品ではないかなど、商品を選ぶ時も慎重に!
- ◎代金の支払い方法をしっかり確認し、前払いはできるだけ避けましょう。特に個人名義の口座への振込は要注意!
- ◎注文する時は、最終確認画面の内容をよくチェックし、印刷したり、画面を保存するなど記録しておきましょう。

One Point

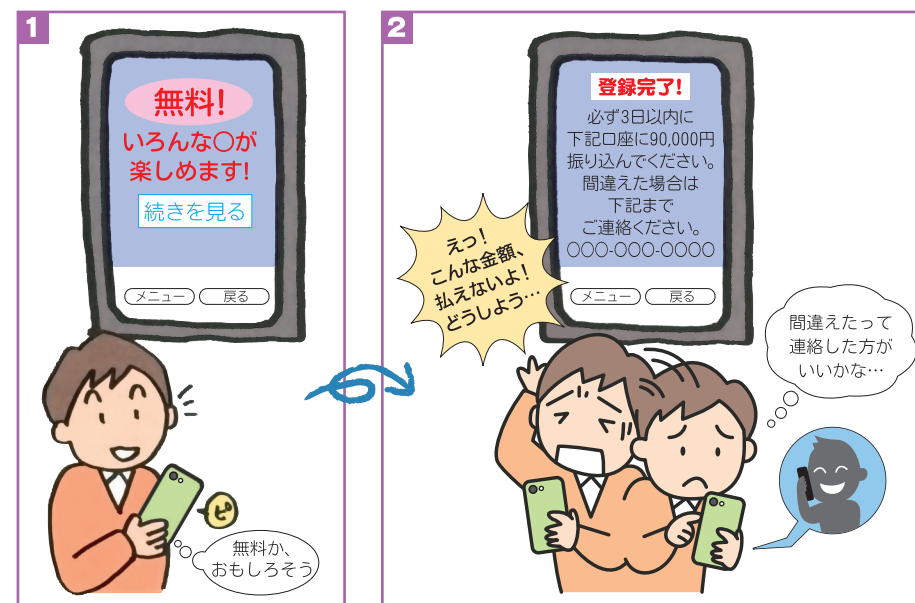
お試しのつもりが定期購入!?

お試し価格で1回のみ注文したつもりでも、定期購入になっていたというトラブルが増えています。注文前に、広告や最終確認画面で「定期購入が条件となっていないか」、条件となっている場合、その期間・支払うことになる総額・解約の条件等を確認することが大切です。

携帯電話・インターネットでのトラブル サイトに潜む「ワンクリック請求」の罠

「届いたメール画面のURLにアクセスしただけで『自動登録』となって高額な料金を請求された」「無料動画サイトを利用中に『続きを見る』をクリックしたら突然『登録完了』と表示されて料金を請求された」などの、「ワンクリック請求」に関する相談が寄せられています。

単にアクセスしただけで契約が成立したとはいえないので、注意が必要です。



トラブル防止策

- ◎無料だと思い込ませて利用させ、後で請求してくる悪質なサイトがあります。登録の申込みをするときに「有料になること」が画面上に書かれていなかったり、申込みを確認・訂正する画面がなかったときは、契約は成立していないので、料金の支払義務はありません。
- ◎「有料サイトの利用料金が未納になっています。至急連絡ください」と身に覚えのない請求のメールが届いたり、「間違えて登録した場合はお電話ください」などと画面に表示されても、絶対に相手に連絡してはいけません。あわてず、消費生活センターにご相談ください。
- ◎インターネットには、「被害救済」をうたうサイトが多くありますが、悪質な業者も紛れています。実態不明の救済窓口にはアクセスしないようにしましょう。
- ◎サイトにアクセスするときや、名前や電話番号、アドレス等の個人情報を入力するときはくれぐれも慎重に!